国際スピード郵便(EMS)を用いた酒類輸出時の酒税免税手続きの緩和(合理化)

提案者

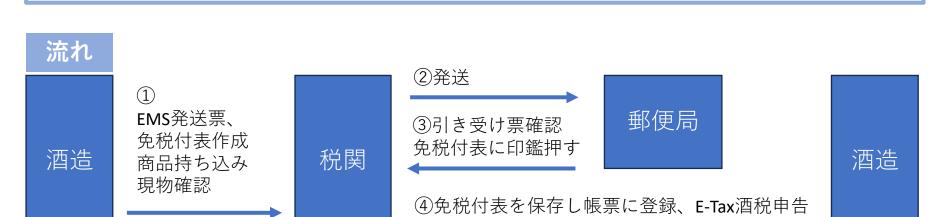
台雲酒造合同会社

2021年島根県出雲市に台湾人が、輸出用清酒製造免許を取得し創業。 全国で唯一の輸出専門清酒蔵で、主に台湾や香港に輸出している。 世界各国の清酒コンテストに多数受賞。



現状

輸出による酒税の免除には税関の輸出許可書や確認が必要で、EMS輸出の酒税免除は税関による現物確認で免税付表の発行で免税申告になります。

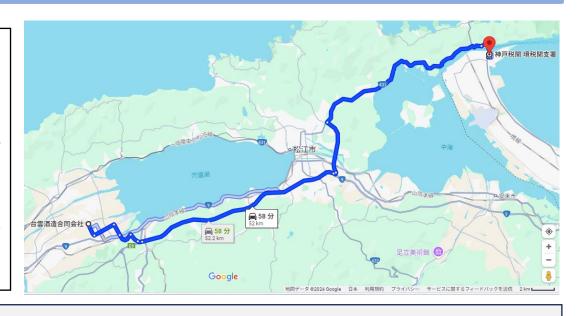


課題

税関は遠方にある場合もあり、注文を受けてEMSを利用する都度、複数回税関を訪問しなければならない現状は、特に各地方で酒造業を営んでいる中小規模の事業者にとっては現実的ではなく、結果として納税の免除を受けられていません。現在、租税特別措置法第87条(承認酒類製造者に対する酒税の税率の特例)で酒税の減軽があります。一定の酒税納税額以下ならば特例が受けられますが、EMSで酒税を重ねると受けられない可能性があります。

弊社から最寄りの神戸税関境税関支署 (鳥取県)まで、距離は片道52km、往 復で100km以上あり、1回の発送手続き で3時間以上かかります。

量が多いと輸送の問題と郵便局での発送時間増も発生します。昨年度が67件、一昨年度は197件の注文がありました。時間とコストには合わないため、酒税を支払っていますが、輸出先の税関が顧客に酒税徴収されて、二重課税状態になります。



租税特別措置法第87条(承認酒類製造者に対する酒税の税率の特例)

前年度生産量3000kl以下かつ事業計画書を提出承認された 酒類製造者に対して、一定の金額までの酒税を軽減する。

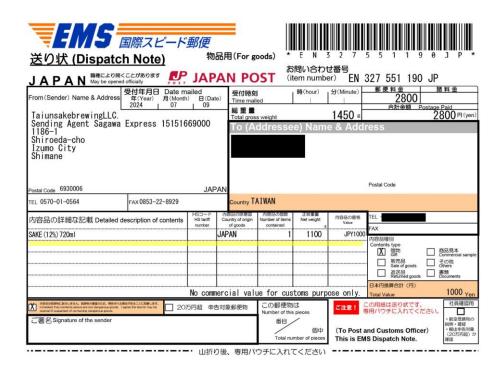
年度酒税累計額 軽	[減割合
5000万円以下	20%
5000万円超~8000万円以下	10%
8000万円超~1億円以下	5%

提案

EMS発送は強制的電子化されていて発送記録が残されています。発送書類にも<mark>品</mark>目、アルコール度数、容量を記入しているので、発送書類をもって免税申告することを提案します。(EMS送料は重さで決めるので、本数の把握ができます。) 酒類生産者には酒税官が定期的に立ち入りで生産資料、帳票を検査するので、酒の行き先は記録されています。

参考資料1

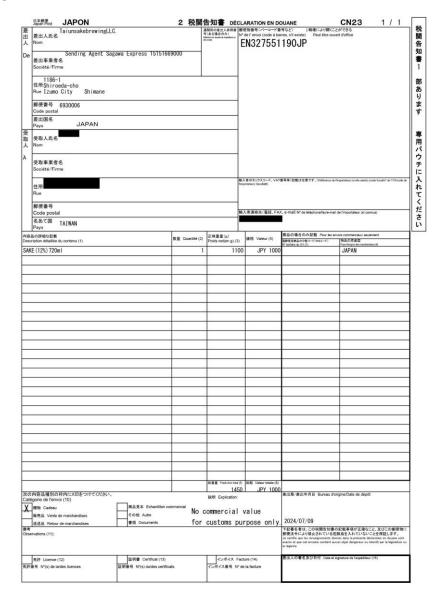
①EMS送り状(弊社は佐川急便に依頼するので、 住所は佐川急便の出雲住所)





参考資料2

③税関告知書



4EMS履歴

